

安全委員会方式とトラウマインフォームドケア

加藤 千幸*・瀬戸美奈子**

“Security Committee Program” and trauma informed care

Kazuyuki KATO* and Minako SETO**

要旨

本研究では、母子生活支援施設において利用者間の暴力防止のために安全委員会方式を導入し、①聞き取り調査の際にトラウマ検査を実施し、トラウマ治療を行う、②安全委員会方式を実施する上での生活担当職員と心理職で役割分担を実施した。そしてそれらの実践から浮かび上がってきた課題について検討した。その結果、暴力の実態や対応を施設外とも情報共有していく安全委員会方式と、トラウマという知識を専門家のみならず他の支援者や本人とも共有したうえで支援にあたっていくトラウマインフォームドケアとが融合されていくことの有効性が示唆された。また母子生活支援施設における支援の実施方法としては、心理療法担当職員がトラウマインフォームドケアを施設全体で行っていくために、その視点を施設職員や利用母子へ伝えていく役割を担うことが重要であるといえる。

キーワード：母子生活支援施設 安全委員会方式 虐待 マルトリートメント 暴力 ト라우マ PTSD ト라우マインフォームドケア

I 問題と目的

令和2年度における児童相談所での児童虐待相談対応件数は速報値で205,029件と過去最多を更新した(厚生労働省, 2021)。同報告では、その主な増加要因として心理的虐待に係る相談対応件数の増加を挙げており、さらにその要因を児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案(面前DV)について警察からの通告が増加したことを挙げている。集団内の暴力は閉鎖性の高い空間でストレスに満ちた生活を共にする時に極めて起こりやすい性質のものであり(田嶋, 2011)コロナ禍で外出が難しくなり、閉鎖的な空間となってしまうことが家庭での暴力増加に影響したのではないだろうか。増加する児童虐待を防止することは現代社会における喫緊の課題であるといえる。

厚生労働省(2018)は児童虐待防止のために、児童養護施設等に対して、子ども間の性的暴力等の発生の防止を施設全体で取り組むことなどを求める通知を出している。田嶋(2016)は児童養護施設での暴力をなくすための活動として「安全委員会方式」を考案し提唱している。「安全委員会方式」とは、外部に委嘱された委員と職員から選ばれた委員とで安全委員会というもの

をつくり、そこで暴力事件についての検討し対応を行う方式である。具体的には①安全委員会には、児童相談所と学校が参加する、②定期的に聞き取り調査と会議を行い、対応を協議し実行する、③委員長は外部委員が務める、④事件が起こった場合緊急安全委員会を開催する⑤対応には4つの対応ステップがある、⑥原則として、暴力事件と結果の概要を入所児童に周知する、⑦暴力を抑えるだけでなく、代わる行動の学習を援助し、「成長の力」を引き出すという取り組みである。加藤・瀬戸(2020)は、母子生活支援施設において全国初となる安全委員会方式の導入過程を報告し、施設内で「具体的にどのような言動が暴力に該当するのか」という暴力の認識に関する啓発を行なう必要があるなどの課題を明らかにした。

児童養護施設内における暴力防止の問題について考える時、入所者のトラウマ体験にも注目する必要がある。暴力を含むトラウマ体験の後に生じる症状として否定的信念や身体的攻撃となって表される怒りがある。これらは、「自分は暴力を受けて当然の間人だ」という信念があれば暴力の報告を妨げるかもしれないし、怒りはそのまま暴力につながりかねない。また、従来の聞き取り調査では睡眠についての質問がある。これは、

* 母子生活支援施設 菜の花苑

** 三重大学教養教育院/教育学部

暴力のある環境にあるとそのような症状を呈することが多いため、その症状から暴力の発見につなげる意図がある。しかし、このような症状は現存しない暴力、つまり過去のトラウマ体験によっても呈される症状であり、その症状の原因が現存するものなのかどうかは聞き取り調査では判断が難しい。

よって、本研究では安全委員会方式の従来のある聞き取り調査に加えて子どものトラウマ検査を実施した結果を報告し、施設内暴力をなくすことと並行してトラウマ治療を進めることの課題を明らかにすることを第一の目的とする。

次に虐待防止のための母子生活支援施設における多職種協働の点にも触れる。「母子生活支援施設」とは「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」（児童福祉法第38条）であり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局による児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）によると、入所理由は「配偶者からの暴力」が50.7%と最も高く、次ぐ理由である「住宅事情による」（16.4%）、「経済的理由による」（12.8%）を引き離している。

母子生活支援施設の運営では、母子支援員・少年指導員・保育士といった利用者の生活に入って支援を行なういわゆるケアワーカーと、心理療法担当職員とが協働で利用者への支援を行なっている。田嶋（2010）では、多職種協働においてどのような役割分担で安全委員会方式を進めていくのかは詳述されておらず、佐々木（2019）は児童福祉施設における暴力加害に関する心理臨床実践について概観したうえで、「多くの実践においては、生活場面での暴力加害の様子が問題行動の一つとして触れられてはいるものの、生じた暴力に対して、どのような役割分担のもとで、どのように対応されているかまでは詳細な記載がなされていない。」「暴力加害の防止を優先対応事項として施設全体で共有した上で、個別支援と全体支援の関係整理と具体的対応について、現場でも学術上でも議論を重ねていくことが必要とされる」ことを指摘している。

よって、本研究の第二の目的として、安全委員会方式を実施する上でどのように生活担当職員と心理職で役割分担をしたのか報告し、その課題を考察することとする。

II 方法

1. トラウマ検査導入への準備として、心理療法担当

職員から聞き取り調査を行なう職員に対してトラウマ検査の実施についてレクチャーを行なう。

2. 聞き取り調査に加えてトラウマ検査を実施する。

1. トラウマ検査の準備

第5回の聞き取り調査より、日本版 TSCC という子どものトラウマ症状をアセスメントする検査（以後、「TSCC」と表記する）を併せて実施した。他にもトラウマ症状をアセスメントする検査があるなかで、TSCCを選定した理由とは、施設で既に購入されていたという便宜上のものである。しかしながら、TSCCは西澤・山本（2013）によれば妥当性を支えるエビデンスがあり、TSCCが想定する子どものトラウマ性体験は広範囲に及ぶもののこれまでの臨床研究では、主として身体的虐待および性的虐待の被害を受けた子どものアセスメントに用いられているということから、本研究で用いることへの妥当性が疑われることはないだろう。

心理療法担当職員である筆者より施設職員に対して、西澤・山本（2013）および西澤訳（2012）を参考に作成した説明資料に沿って検査概要や実施方法などを説明した。なお、西澤訳（2012）において、「TSCCの施行および採点は臨床心理学、カウンセリング心理学、その他関連領域における公式の訓練を受けていないものでも可能である」とされている。

2. 聞き取り調査および TSCC

入所児童を対象に、これまで7回実施している。母から研究報告への記載の了承を得られており、かつTSCCを併せて実施している第5回分から記載する。

(1) 調査対象者

入所児童のうち小学生・中学生・高校生で、延べ47名であった。

(2) 実施時期

第5回：2020年7月～9月

第6回：2020年12月～2021年1月

第7回：2021年7月～8月

(3) 聞き取り内容

聞き取り内容とは「暴力を受けたことがあるか」「暴力をしたことがあるか」「暴力を見たり聞いたりしたことがあるか」などといったものである。なお、ここでの暴力の定義には、身体的な暴力に加えて、精神的な暴力、命令、性的な暴力、ネグレクトが含まれる。

(4) TSCC

TSCCは以下の臨床尺度および妥当性尺度で構成され

ている。

「不安」「抑うつ」「怒り」「外傷後ストレス」「解離」
「性的関心」「過剰反応」「過少反応」

尺度毎の点数で、臨床的な介入を必要とする可能性があると判断されるカットオフがある。また、「過剰反応」「過少反応」は検査の妥当性を判断するために用いられる妥当性尺度である。

(3) の聞き取りと同時に TSCC を実施し、採点および解釈は筆者が行なった。

Ⅲ 結果

1. 聞き取り調査

聞き取り調査で報告された暴力の人数を Table1 に示す。報告された暴力に関しては、母子支援員や少年指導員が指導にあっており、心理療法担当職員は指導に入らなかった。第5回の聞き取り調査において、複数の児童から特定の児童が暴力加害に関わっていると報告があがった。そのことを踏まえて、当該児童に対する支援計画のなかで「言葉で自身の思いを伝えられるようにする」という目標を立てて、個別の関わりをもつようにした。第6回の聞き取り調査時には、当該児童からの暴力がなくなったことが他児から報告された。

Table1 暴力の聞き取り人数

	被害	見聞	加害
第5回	9	9	9
第6回	7	2	5
第7回	12	8	11

2. TSCC

TSCC の結果を Table2 に示す。「臨床域」と示すものは、臨床尺度のうちいずれかがカットオフを上回った児童の数である。TSCC の結果報告から直ぐにトラウマ治療開始となった事例はなかった。これは、臨床域にある児童でも、検査項目を理解できずに回答していたり、検査結果と生活の様子が一致しなかったりするためにトラウマ治療の開始には至っていない。また、「妥当性低」は、欠損項目が一定数以上あるか、「過少反応」の点数により検査結果の妥当性が低いと判断された数である。

Table2 TSCC結果

	臨床域	妥当性低
第5回	3	3
第6回	1	2
第7回	3	4

3. 事例

同期間に母あるいは子がトラウマ症状を訴え、トラウマ治療開始となった事例を以下に述べる。

(1) 児童A

Aの施設入所理由は、父から母の心理的DVおよび、父からAへの身体的虐待・心理的虐待である。入所後のAの様子に暴力などは見られず、Aの母にはトラウマ症状が見られたため、Aの母のみ心理療法担当職員によるトラウマ治療が開始された。その後、Aには計3回の聞き取り調査およびTSCCを実施している。1回目と2回目の検査結果はカットオフ値を下回り、トラウマ症状への介入を必要としないと判断されるものであったが、検査時の様子には「頭を抱える」など回答に悩みを示しているようであった。そして、2回目と3回目の間には、Aの母からの訴えにより、本児に対する心理療法担当職員によるトラウマ治療が開始された。母からの訴えとは、「私がAを叱ると、「叩かないで」と異様に怯えた様子を見せたり、夜にトイレに行く際には“お父さんが来るかも”と言って手作りの剣を振ったり、睡眠時に怖い夢を見ているのか何度もビクッとする」というものであった。Aのトラウマ治療初期段階においては、トラウマや虐待に関する心理教育を実施した。その後の3回目のTSCCでは、それまでとは異なりトラウマ体験について回答できるようになっていた。

(2) 児童B

Bの施設入所理由は、父から母へのDVおよび、Bへの心理的虐待である。入所後しばらくは暴力など見られなかった。Bが「父の夢を見る」と発言したことを施設職員が聞き、そこから心理療法担当職員によるトラウマ治療の開始につながった。

Ⅳ 考察

1. TSCCの実施について

本研究では、施設内暴力をなくすことを目的としている安全委員会方式に加えて、過去の暴力被害などによるトラウマ症状を抱える子を見つけ、適切な介入につなげるためのTSCCを導入した。

「過少反応」を示した児童らのうち、1名は第5回から第7回まで一貫して「過少反応」を示し、また別1名は第6回と第7回で一貫して「過少反応」を示している。これは西澤（2012）によれば、被検査者が、何らかの行為、思考、あるいは感情の存在を否定する傾向を示すものとしている。また、Aの事例では、トラウマや虐待についての心理教育を受ける前後でトラウマ検査の回答に変化が生じている。検査時の様子も加味すると、トラウマ症状による苦痛を抱えつつも、それを回答として表すことに躊躇いを感じて表さなかったものであると考えられる。亀岡（2021）は、マルトリートメントを受けた子どもは、重篤な被害を受けているにもかかわらず、感情の麻痺により平気そうに振る舞ったり、自分が悪いことをしたから叩かれても当然であると信じ込んでしまったりしている場合があるとして、マルトリートメントを受けた子どもに適切で正しい情報を提供することが大切であると述べている。これらのことを踏まえると、トラウマ治療を必要とする者を把握するためには単に TSCC を含めたトラウマ検査を実施するのみでは不十分であり、虐待などのトラウマ体験やその体験後の症状について一般的な知識を提供する心理教育が必要であると考えられる。

上記のような心理教育を含めたトラウマ支援の姿勢にトラウマインフォームドケアというものがある。亀岡（2021）は、トラウマインフォームドケアを「トラウマへの専門的治療のようなものではなく、特別な技法を身につけていなくても誰にでも実施可能な支援の基本姿勢」としている。そこでは、第一に安全な環境の構築があり、そのうえで上述のような心理教育、さらには再トラウマ化の予防が含まれている。

Bの事例では、Bの発言を聞いた職員がトラウマ治療の必要性を考え、心理療法担当職員へとつなぐ形でトラウマ治療が開始された。これは、トラウマ体験後にはその体験にまつわる夢を見ることがあるという知識を職員がもっていたために対応可能となった事例であり、そういった知識がなければBの訴える苦痛は「よくあることだ」と見過ごされていた可能性もある。Bの事例からは、生活に入って支援を行なうケアワーカーもトラウマの知識をもって支援に当たる必要性が言えるであろう。施設によっては、心理療法担当職員も同じくして生活に入って支援を行なっているところもあるが、1施設に1人ほどの心理療法担当職員のみで母子全員の言動を把握することは難しいと言えるだろう。

2. 役割分担について

本施設において心理療法担当職員は生活支援には入らないことを基本姿勢としており、安全委員会方式の

運営上においても暴力事案の対応には入らない姿勢をとってきた。そして本研究において、トラウマ検査の導入を提案し、その実施方法を施設職員へ説明した。浅野ら（2016）は、児童福祉システムにトラウマインフォームドケアを取り入れるため、児童相談所が取り組んだ児童心理司研修の実践を報告しており、児童心理司がトラウマ体験やトラウマ症状について理解を深める訓練したのち、その視点を支援計画に反映させ、施設職員や養育者を支援していくことが将来安全に専門治療を実施するための重要な土台となるはずであると述べている。母子生活支援施設へは、児童相談所が措置することになっておらず、よって児童心理司から施設職員が支援を受ける機会は少ない。そのため、母子生活支援施設においては、浅野ら（2016）が述べるなかの児童福祉司を心理療法担当職員と読み替え、その役割を担うことが求められていくことになるだろう。つまりは、心理療法担当職員の役割としては、トラウマインフォームドケアの学びを深め、その視点をさらに施設職員および施設利用母子へ伝えていくことが考えられる。

3. 総合考察

児童福祉法の改定により、保護者等による体罰の禁止が明確化された。体罰や虐待は、子どもの発達や健康上に重篤な悪影響を及ぼすためである。そしてその悪影響の一つとして、虐待の連鎖が言われている。この連鎖を止めるためには、暴力とその影響の双方へのアプローチが必要になってくるだろう。そしてそのための具体的な方法の一つとして、暴力の実態や対応を施設外とも情報共有していく安全委員会方式と、トラウマという知識を専門家のみならず他の支援者や本人とも共有したうえで支援にあたっていくトラウマインフォームドケアとが融合されていくことが、より有効になるのではないだろうか。加藤・瀬戸（2020）で課題としていた児童養護施設と母子生活支援施設との相違点を考慮した支援の実施方法としては、心理療法担当職員がトラウマインフォームドケアを施設全体で行っていくために、その視点を施設職員や利用母子へ伝えていく役割をもつことが考えられる。こうした取り組みが暴力の再被害や再加害を予防することへ寄与するだろう。

本研究から、他施設でのさらなる展開を期待したい。現在暴力を振るう子どもの過去には、両親の喧嘩の仲裁をしていたという語られない体験があるのではないかと思いを馳せながら。

引用文献

- 浅野恭子, 亀岡智美 & 田中英三郎. (2016). 児童相談所における被虐待児へのトラウマインフォームド・ケア. 児童青年精神医学とその近接領域, **57**(5), 748-757.
- Briere, J. (1996). Trauma Symptom Checklist for Children: Professional Manual. Psychological Assessment Resources, Florida.
- (西澤哲 訳(2009). 子ども用トラウマ症状チェックリスト(TSCC)専門家のためのマニュアル 金剛出版)
- 亀岡智美 (2021). マルトリートメントを受けた子どもたちと精神科医療. 精神科治療学, **36**(1), 79-84.
- 加藤千幸 & 瀬戸美奈子 (2020). 母子生活支援施設における安全委員会方式の導入過程. 三重大学教育学部研究紀要, (71), 451-456.
- 厚生労働省 (2018). 児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000205236.html> (2021年11月30日)
- 厚生労働省 (2020). 児童養護施設入所児童等調査の果.
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09231.html (2021年11月30日)
- 厚生労働省 (2021). 令和2年度児童相談所での児童虐待相談対応件数
<https://www.mhlw.go.jp/content/000824359.pdf> (2021年11月30日)
- 西澤哲 & 山本知花 (2013). 日本版 TSCC (子ども用トラウマ症状チェックリスト) の手引き その基礎と臨床. 金剛出版.
(2021年11月30日)
- 佐々木大樹 (2019). 児童福祉施設における暴力の防止と解決への実践の検討. 京都大学大学院教育学研究科紀要, **65**, 81-94.
- 田嶋誠一 (2011). 児童福祉施設における暴力問題の理解と対応: 現実に介入しつつ心に関わる続. 金剛出版.
- 田嶋誠一 (2016). 現実に介入しつつ心に関わる: 多面的援助アプローチの実際. 金剛出版.